

(労働安全衛生法施行令の一部改正)

**第四条** 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(昭和二十九年法律第五十一号)又は」を「(昭和二十九年法律第五十一号)、に、」の適用を「又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)の適用」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「又はガス事業法」を「ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に改め、同条第三項第二十六号中「ガス事業法又は」を「ガス事業法」に「の適用を受けるもの」を「又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるもの」に改め、同項第二十七号中「又はガス事業法」を「ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に改める。

第十四条第二号及び第四号中「又はガス事業法」を「ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に改める。

自然環境保全法施行令の一部改正)

第五条

自然環境保全法施行令(昭和四十八年政令第三百八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三百八号)」第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの」を次に掲げるものに改め、同条に次の各号を加える。

一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三百八号) 第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

二 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

(消費税法施行令の一部改正)

**第六条** 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号イ中「権利」の下に「(口に掲げる無形固定資産を除く。)」を加え、同号ツを同号ネとし、同号ロからソまでを同号ハからツまでとし、同号イの次に次のように加える。

□ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三百八号) 第二条第八項(定義)に規定する試掘権

第六条第一項第四号中「権利」の下に「二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項(定義)に規定する試掘権(以下この号において「試掘権」という。)を除く。」を「」の下に「試掘権」を、「採石場」の下に「試掘権に係る試掘区域」を加える。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第七条

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百七十一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三百八号)

(経済産業省組織令の一部改正)

第八条 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五に次の一号を加える。  
三 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三百八号) 第五十九条第一項第三号に規定する試掘場における保安に関すること。

(施行期日)

1 この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年十一月十八日)から施行する。

2 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「同条第八号タ」を「同条第八号レ」に改める。

3 (公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(令和六年政令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

本則に一号を加える改正規定中「四百七十一」を「四百七十二」に改める。

内閣総理大臣 石破 茂  
財務大臣 加藤 勝信  
厚生労働大臣 福岡 資廣  
経済産業大臣 武藤 容治  
環境大臣 浅尾慶一郎

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第三百四十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣総理大臣 石破 茂

内閣総理大臣 石破 茂

令和六年十一月一日

二号  
附 則  
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資廣  
防衛大臣 中谷 元  
内閣総理大臣 石破 茂